

## 海産物の電話勧誘トラブル 年末にかけて特に注意してください！

海産物の電話勧誘トラブルに関する相談が、全国の消費生活センターなどに寄せられています。直近では、一部の国・地域による日本産の海産物の輸入規制強化などに関連した勧誘トーク(困っているのを支援して欲しい、など)も見られます。カニなどの海産物の購入機会が増える年末にかけて、こうしたトラブルが増加する可能性がありますので、特に注意してください。

事例を紹介します。

- ・ 母のところに、「以前購入された方に電話をしています。現在日本の海産物が海外で問題になっていて、売れない状況にあります。助けてください」と電話があった。2～3万円と高額だったため、母は曖昧に返事をしたようだが、電話を切ったから、商品が届くのではないかと不安に思い、私に相談してきた。私が母の携帯電話の着信履歴を見て、相手先事業者と思われる番号に電話をしているがコール音が鳴るだけで誰も出ない。商品が届いた場合の対処法を知りたい。

(契約当事者:80歳代 女性)

電話で勧誘を受けた際、少しでもおかしいと感じたら、きっぱりと断りましょう。電話勧誘で契約をしたときは、クーリング・オフができます。

断ったにもかかわらず一方的に商品が届いた場合は、事業者の情報を控えてから、受け取りを拒否し、代金を支払わないようにしましょう。もし、代引配達で代金を支払い商品を受け取ってしまった場合でも、一方的に送り付けられた商品については代金を支払う必要はありませんので、販売業者に返金を求めましょう。

不安なときはお住いの自治体の消費生活相談窓口にご相談ください(消費者ホットライン188)。

(参考:国民生活センターウェブサイト)

